

2018年度大真奨学金奨学生募集要項

この奨学金は(株)大真CSR事業部が外部有識者ととともに、「今後の日本を担う世界で活躍する若者を育成・応援する」ことを目的に創設いたしました。

当奨学金は、留学の希望を持っておられまた十分な努力が認められる日本の学生に海外で真面目に勉学していただく経験を通じて、国際社会の一員としての感覚を培ってもらい、結果的に我が国の国際社会での立場向上などを推進することを目的としています。

1. 留学先

海外の大学又は大学院

2. 期間

1年間（2018年9月から2019年8月までの間に海外の大学又は大学院に入学すること）

3. 募集人数

1名～数名（該当者無しの場合もあります）

4. 奨学金

海外の大学又は大学院の1年間の学費の一部（直接大学又は大学院の指定口座へ直接送金します）

5. 応募資格

以下全ての要件を満たすこと。

（1）1993年4月1日から1997年3月31日生まれの方

（2）TOEFL iBTの成績が80点以上、又はIELTSの成績が6.5点以上の方

*当奨学金の支給は、面接時にお聞きする海外の大学又は大学院に合格することが前提となります。したがって、希望された大学又は大学院によってはその他の試験等の成績などの資格も要求される場合があります。

（3）過去に当奨学金を利用したことがない方

（4）応募時点において現に留学中でない方

6. 希望する人物

（1）英語など語学能力を向上させる強い意欲のある方

（2）我が国と諸外国との友好関係の推進に深い理解を示すことができる方

（3）我が国の歴史・文化・地理さらに最近の問題等に関して一定の知識を有し、我が国の素晴らしさを外国人に伝える意欲を持っている方

（4）留学に対して熱意を持ち、適応力・自主性に秀で、分別、独立心があり、誠実かつ目的意識のはっきりしている方

（5）健康状態の良好な方

7. 奨学生の果たすべき義務

（1）奨学生は、海外の大学又は大学院に在学する全期間を通じて、定められたコースを修了すべく勤勉に勉学に専念しなければならない

（2）奨学生は、毎月一回、当奨学金に対し、所定の書式による報告書を提出しなければならない。

（3）奨学生は、留学より帰国後速やかに当奨学金に対し、成果発表会にてプレゼンを行わなければならない。

8. 奨学金の返還義務

一切返還を要しない。但し、以下の場合には、奨学金の支給を停止し、又は支給済みの奨学金の返還を求める場合がある。

- (1) 当奨学金に提出した書類に虚偽があったとき。
- (2) 前項で定めた所定の書式による報告書を提出しないとき。
- (3) 相当な理由なく、長期欠席、休学、転学又は退学したとき。
- (4) 奨学金を受けた海外の大学又は大学院から、停学、退学その他の懲戒処分を受けたとき。
- (5) その他、素行が不良で、当奨学金の奨学生として適当でないと認められたとき。

9. 応募方法

以下の書類を不備がないように、当奨学金の下記事務局宛てに簡易書留で送付すること。提出書類に不備があった場合、選考対象外となる場合があります。また、提出書類は選考のため、当奨学金が任命した選考委員に配布されます。

- (1) 履歴書（和文。詳細に記入をすること。連絡用の電子メールのアドレスを明記すること。
4 x 5cm 程度の写真を添付すること。）
- (2) 大学又は大学院における学業成績証明書（和文）
- (3) 過去一年以内発行の TOEFL iBT 又は IELTS の成績証明書の写し
- (4) 志望動機を記した作文(志望大学(国名)と志望する専攻コースを明記すること)
(和文。形式は自由)
- (5) 健康診断書（和文。過去 1 年以内のもの。大学で発行される健康診断書など簡単なもので構いません。）
- (6) 戸籍謄本（全部事項証明書）
- (7) 推薦状 2 部（専門分野の学力、人物等について、学部長、教授、指導教官などから 1 部、知人、友人などから 1 部書いてもらうこと。和文若しくは英文。形式は自由。）

※すべての応募書類用紙は A4 サイズ指定とする。

大真奨学金事務局
郵便番号 531-0072
大阪市北区豊崎 5-6-7
シムラビル 8F
株式会社大真 担当：狩野
Email: csr@daishin-corp.com

尚、大真奨学金留学誓約書につきましては、選考途中で提出していただきます。

10. 応募締め切り

2018 年 1 月末日必着

11. 選考方法

第一次選考	提出された書類に基づく書類選考
第二次選考	面接試験（日本語及び英語）
第三次選考	面接試験

12. 本奨学金に合格後提出すべき書類に関しては別に定める。

13. その他

- (1) 入国ビザ、渡航手続きは各自で手配すること（当奨学金支給にあたっては、渡航 2 ヶ月前までに必要なビザ交付を受けることが前提となります。）
- (2) 奨学生及びその保証人に当奨学金が定める誓約書に署名・捺印をしていただきます。
- (3) 応募書類の返却はいたしません。選考終了後当奨学金にてすべて破棄させていただきます。

大真奨学金留学誓約書

大真奨学金 御中

私は、下記の事項について誓約いたします。万が一、下記のいずれかの事項に違反した場合には、奨学金の支給を停止され、又は支給済みの奨学金の返還を求められても一切異議ありません。

- 1) 留学中及びその前後の期間、「2018年度大真奨学金奨学生募集要項」に定められた奨学生の義務を誠実に履行し、大真奨学金の指示に従います。
- 2) 大真奨学金の奨学生として十分な自覚を持ち、責任ある行動を取り、留学先の大学又は大学院の定められたコースを修了するべく、学業に専念いたします。
- 3) 留学先の大学又は大学院の学則を遵守するとともに、大学又は大学院の所在する国又は地域の法令も遵守します。また、指導教官等の指示に誠実に従って、公序良俗に反した行動は一切取りません。
- 4) 留学中及びその前後の期間に、何らかの支障又は損害が発生した場合でも、これらを全て自らの責任において処理・解決し、当奨学金又はその他の関係者に一切迷惑をお掛けしません。

年 月 日

奨学生本人

住所 _____

氏名 _____ (印)

上記奨学生が負担する一切の義務について連帯して保証いたします。

連帯保証人

住所 _____

氏名 _____ (印)